



# 情報通

2015.June 6月号

発行：東京税理士会 情報システム委員会  
 題字：神津 信一 (四谷)  
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

## 電子申告の推進経緯と今後の番号制度との関連

東京税理士会情報システム委員会  
 副委員長 奥澤 誠(浅草)

### 1. 電子申告の経過と税理士会の立場

2001年、日本はe-Japan戦略としてIT国家戦略を策定し、電子政府・電子自治体の構築を目指して、企業ニーズの高い申請手続等をオンライン利用促進対象手続として定め、取組みを始めました。国税、地方税の電子申告もこの計画に基づき推進されたものであります。

しかし、2003年に費用対効果等の観点からオンライン利用の範囲の見直しを余儀なくされ、利用率の少ない手続等は廃止され、また、継続して進める手続に関しては、利用者の満足度及び利用率を更に向上させるべく、改善すべき点について利用者から意見・要望を募り業務プロセスの見直しを行いました。電子申告は、会員の皆様のご理解によりある程度の利用率を上げていたので、その後も重点手続の一つとされました。

構築時から現在まで、税理士会は電子政府推進委員会議や国税庁との意見交換会等を通じて多くの意見を述べ、代理送信の法制化、利用時間の拡大、イメージデータでの送信(平成28年4月運用開始予定)等の改正要望も実現されました。

しかし、国税、地方税の24時間体制、また両者の送信連携、更に地方税におけるJavaの問題など、未だ我々の意見が反映されていないものが多いことも事実です。税理士会は、利用者側の専門家として引き続き研究を重ね、関連各省庁との意見交換会などを通じて協力し、納税者の更なる利便性向上を目指す電子申告の構築の提案を継続する必要があると思います。

### 2. マイナンバー時代の電子申告とは

さて、いよいよ今年10月、全ての国民に個人番号(マイナンバー)が付与され、平成28年1月よりマイナンバーの利用が開始されます。

政府は、情報通信技術(IT)の活用により高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、2001年1月に内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)」を設置しました。その主要課題のひとつとして「マイナンバー(個人番号カード)を活用した国・地方におけるオンライン申請の促進など、負担が少なく利用しやすい行政サービスの徹底」が掲げられておりますが、戦略本部の中に「マイナンバー等分科会」が存在し、今後のマイナンバーの活用方法を研究しています。

番号法附則第6条においては、法律施行後1年(平成29年1月)を目途として情報提供等記録開示システム、つまり「マイポータル」の利用を開始する予定とされていますが、このマイポータルでは、行政機関がマイナ

ンバーを含んだ自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのか自分で確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や、行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるものがあります。例えば、各種社会保険料の支払金額や確定申告等を行う際に参考となる情報の入手等ができ、また、引越しなどの際の官民横断的な手続のワンストップ化や、納税などの決済をキャッシュレスで電子的に行うサービスもできるよう検討されております。更に、上記「マイナンバー分科会」意見書の中では、マイポータルから国税電子申告納税システムにワンクリックでアクセス出来るシステムを目指している事が開示されております。(左図参照)

国民利便性の向上を考えると、今後、電子申告との連携が更に進むことも充分想定できます。したがって、全ての会員が電子申告を利用できなければ、顧客の要望も含め、申告作業の利便性を享受できなくなる時代になってきたといっても過言でないと思います。つまり、今回の番号制度は、「税務申告作業の全行程を将来的に電子化する可能性のあるものである」とも考えられます。単に税務申告作業の最終工程である「提出」という作業が電子に置き換えられた電子申告に留まらず、たとえば控除証明書の確認などが電子空間上で行えるようになるかもしれません。将来的には、医療費控除の確認や、民間取引記録(各種エビデンス)の確認(場合によってはその添付)や、それを基にした帳簿入力作業も、マイナンバーによって可能になるかもしれません。

我々税理士は、当面、番号制度に一番多く関わる職務であります。私見を述べさせていただきますと、税理士会としては、番号制度がより良い制度となるよう国に対し、国民目線に立ち、また、企業並びにその受託者としての税理士が適正に番号制度を活用できるように更なる研究を重ね提案を行い、また、会員の皆様が顧客の番号に関する安全管理の適正な工程や、その為のIT機器の利用を含む番号制度を理解し、スムーズな電子申告が行えるよう、本会での制度内容やIT利用に関する研修、相談を行い、また各支部では、利用に関する指導協力体制の強化等を目指すべきであると考えております。

会員の皆様におかれましては、今後ご協力の程何卒宜しくお願い致します。

### ◆マイナンバーに関する情報について

#### (1) 内閣官房社会保障改革担当室(番号制度)のTwitter

マイナンバーの情報をいち早く知りたい方は、内閣官房社会保障改革担当室のTwitterを確認してみるのも良いでしょう。平成24年4月にアカウントが作成され、このところ頻りにツイートされています。

→[https://twitter.com/MyNumber\\_PR](https://twitter.com/MyNumber_PR)

#### (2) 国税庁ホームページ〈お知らせコーナー〉

平成27年3月31日に様式案及び法人番号についての解説、4月1日に「国税分野における番号法に基づく本人確認方法」が掲載されています。本人確認手段についての国税庁告示を含めて、この内容の確認もしておく、いろいろ疑問であった本人確認方法の具体例が示されているので、業務フローを考える一つの手助けになります。

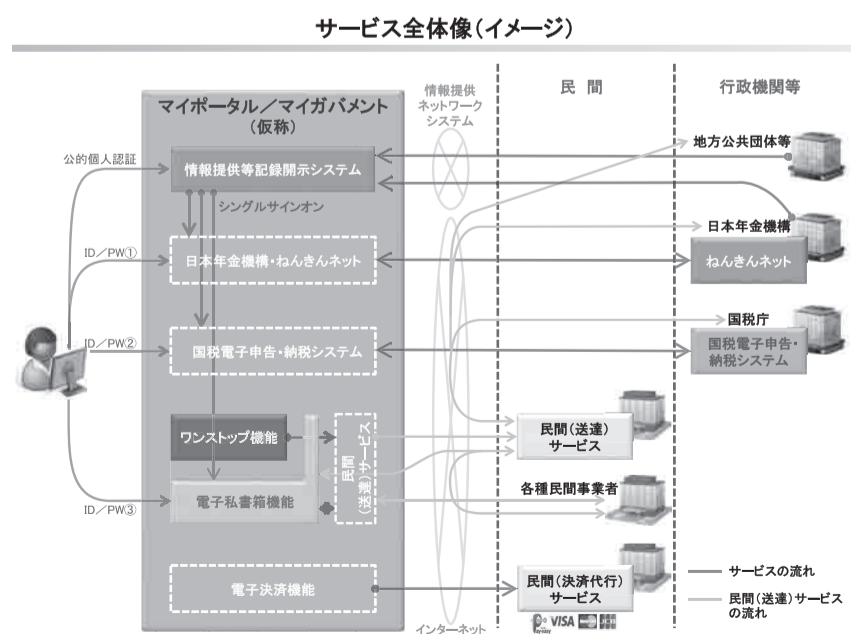
→<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

#### (3) 日本税理士会連合会ホームページ

平成27年4月7日に日本税理士会連合会が、「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」を公表しました。契約書のひな形のサンプルも掲載されているので、今後のクライアントとの契約の見直しなどに役立てられることと思います。施行前の早期な対応なので改定などもされるでしょうが、事前準備としての相対的な流れも含めて参考になりますので、一読されることをお勧めします。(税理士会員専用ページとなっているため、納税者の方は閲覧できません)

→<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/mynumber.html#guidebook>

### 【マイポータル/マイガバメント(仮称)のサービス及びシステムのイメージ】



※首相官邸ホームページ内 第8回マイナンバー等分科会資料より引用  
 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon\_bunka/number/dai8/siryou4.pdf)